

(10) 教員等の不利益処分

報告は、教員の不利益処分は評議会の審査の結果によらなければならない、という現行法の規定にはは触れることなく、ただ、(1)この場合発議者は学長とすること、(2)または文部大臣は学長の措置が当を失する場合には、指導、助言を通じて、その適正をはかるべきである、としている。

このように、評議会の単独審査のみでよいかのような現規定を肯定すると、その教員を選考した教授会の判断を無視した審査が行われる可能性が生ずるし、また学長のみに発議権を与えるならば、学長は当該学部教授会の意見に反して摘要しうるし、逆に学部教授会あるいは評議会においては不利益処分の審査に付する要ありとする意見があつても学長はそれを無視しうる。

一方文部大臣は、指導助言の名において特定教員の処分を要求し、また、その程度の変更を要求する権限をもつことになる。

このようを制度は、大学自治の精神に反するものであつて、学術会議の勧告のとおり、『教授会の議を経たのち評議会の審査に付すべきもの』と定めるべきである。

学部長およびその他の部局長の不利益処分についても同様である。

(11) 事務職員の選考任命

報告は、事務職員の選考任命については触れていないが、大学における事務職員の選考任命は大学自治に關係するところが大きいので、学術会議の勧告のとおりとすべきである。

[6-3]

庶発第149号 昭和38年3月11日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先、科学技術庁長官、原子力委員会委員長)

原子力潜水艦の日本港湾寄港問題について(勧告)

標記のことについて、本会議第229回運営審議会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は、わが国の原子炉の安全性についてかねてから深い関心を持ち、原子炉の設置に際しては特に十分な事前審査の行われるよう勧告を行つて来た。政府においても、この趣旨に基づき、安全性の審査が行われて來たことは喜ばしいことである。

目下アメリカ政府が、日本政府に申し入れていると伝えられる原子力潜水艦の日本港湾入港は、一時的な原子炉設置と同様に考えられるべきであつて、日本国民に対する安全保証の観点から、政府があらかじめ十分の措置をとられることが必要であると考える。

政府機関として責任ある原子力委員会が、この問題を重視する態度を明らかにしているが、さらに同委員会において、事故ならびに平常時の国民に対する、特に周辺住民に対する、潜在的危険性にかんがみ、科学的見地に立つて公式に安全性の検討と確認を行ない、かつ、その結果を国民に明らかにするよう措置されたい。